

# 第9期赤平市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

## 計画策定の趣旨

国は、介護保険制度を将来にわたり維持しつつも、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」をできるようにするため、地域特性に応じた「地域包括ケアシステム」構築を継続するよう自治体等に求めています。一方で、高齢者福祉だけでなく、地域共生社会として障がい者福祉や子ども・子育て支援等、福祉分野全体で共有するべきものとして捉え、支援の仕組みづくりを推進することも重要となっています。

赤平市では、令和5（2023）年10月1日現在高齢化率が47.5%となっており、北海道の令和5年1月1日現在高齢化率32.8%と比べても高水準となっています。

「第8期赤平市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「前計画」と言う。）は、基本目標として「健やかな暮らしをともに支え合うまち」を目指し、施策を進めてきました。また、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に取り組んでいます。

赤平市では、第6期、第7期、第8期計画から取り組んできた施策を、第9期でも中長期的な視野で維持させながら引き続き推進し、これまでの実績を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進を継続させていくため、「第9期赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「本計画」と言う。）を策定します。

出典：内閣府令和5年版高齢社会白書、北海道の高齢者人口の状況（市町村別）、厚労省第9期基本指針

## 計画の期間

本計画は、国の基本指針に沿って、令和6（2024）年を初年とし、令和8（2026）年を目標年とする3か年の計画です。

### ▼ 計画期間

| 平成<br>30年度<br>(2018<br>年度)  | 令和<br>元年度<br>(2019<br>年度) | 令和<br>2年度<br>(2020<br>年度) | 令和<br>3年度<br>(2021<br>年度) | 令和<br>4年度<br>(2022<br>年度) | 令和<br>5年度<br>(2023<br>年度) | 令和<br>6年度<br>(2024<br>年度) | 令和<br>7年度<br>(2025<br>年度) | 令和<br>8年度<br>(2026<br>年度) | 令和<br>9年度<br>(2027<br>年度) | 令和<br>10年度<br>(2028<br>年度) |
|-----------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 第7期計画                       |                           |                           | 第8期計画                     |                           |                           | 第9期計画                     |                           |                           | 第10期計画                    |                            |
|                             |                           | 改訂<br>年度                  |                           |                           | 改訂<br>年度                  |                           |                           | 改訂<br>年度                  |                           |                            |
| 令和 22(2040)年その先を見据えた中長期的な取組 |                           |                           |                           |                           |                           |                           |                           |                           |                           |                            |

# 市の将来像と基本理念

## 【赤平市の目指す将来像】

### ひと・自然・産業が輝く 協働と共創のまち赤平

赤平市では、上記をまちづくり共通の将来像に掲げて、施策を進めています。高齢者対象には、「健やかな暮らしをともに支え合うまち」を目標に、心とからだの健康を保ち、いくつになっても生きがいを持ちながら健やかに生活していくために、地域全体での健康づくりの積極的な取組を進めるため、施策を展開しています。

本計画では、高齢者が住み慣れた赤平市で自分らしく充実した生活を送れるよう以下の3つの基本理念を定め、基本理念の実現を目指し、基本目標や施策を推進していきます。

#### 基本理念 1

#### 高齢者の尊厳を守る・大切にする

高齢者が一人の人間として大事にされ、高齢になり介護が必要な状態になっても尊厳を保ち、生きがいを持って生活できるまちの実現を目指します。

#### 基本理念 2

#### 高齢者の自立と自己決定を尊重する

高齢者が自らの意思や能力に応じて自立した生活ができ、自らサービスや暮らしを選択・決定できるような体制の整備を推進していきます。

#### 基本理念 3

#### 高齢者の社会参加の促進と支え合いを進める

高齢者が地域社会の一員として活躍し、地域の人とつながりを持ち、お互いに助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指します。

## 計画の基本目標

---

基本理念の実現に向け、4つの基本目標を設定し、高齢者施策の体系的推進と円滑な実施を目指します。

### 基本目標 1

#### 健康づくりと介護予防を総合的にすすめます

だれもがいつまでもいきいきと自分らしく暮らしていくためには、一人ひとりが健康づくりや介護予防に取り組むことが重要です。生活習慣病予防・重症化防止のため、各種保健事業を実施するとともに、介護予防に関する啓発を通じて要介護状態への移行や重度化防止に取り組みます。

### 基本目標 2

#### 社会参加と生きがいを支援します

高齢者の孤立や孤独を防ぐためにも、人や地域とのつながりを感じられる機会が必要とされています。また、高齢者がこれまでの人生で得た知識や経験は地域の財産であり、それらを生かすことが地域の活性化にもつながります。地域社会の一員として心身共に健やかに過ごせるよう、社会参加と生きがいを支援する機会の充実に努めます。

### 基本目標 3

#### 住み慣れた地域における生活を支援します

高齢者が住み慣れた地域で安全に生活を続けるためには、生活や身体等の状況に応じた適切な支援が必要です。そこで、日常生活の支援や生活不安の解消に努めるとともに、要介護や認知症になっても住み慣れた地域で過ごせるように各種介護サービスの充実・質の向上に取り組みます。また、認知症施策推進大綱に沿って認知症施策を推進します。

### 基本目標 4

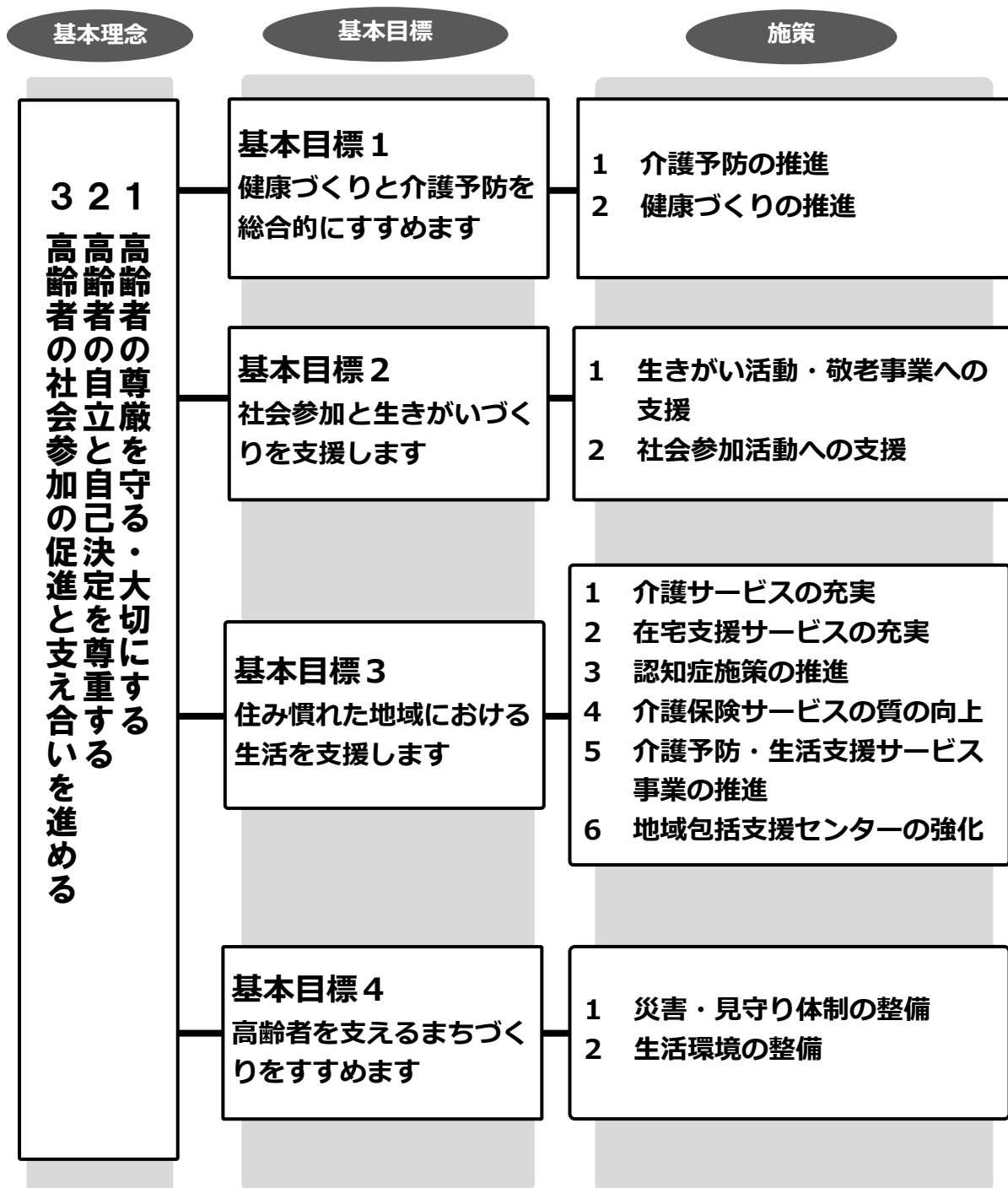
#### 高齢者を支えるまちづくりをすすめます

高齢化率が上昇している中、より一層、地域に暮らす高齢者を地域全体で支えることが重要となっています。災害発生時や救急時に備えて地域の支援体制・見守り体制の強化、住環境の整備の支援など、高齢者を支えるまちづくりを進めます。

## 計画の施策体系について

本計画の施策体系については、以下の通りです。

### 将来像 | ひと・自然・産業が輝く 協働と共創のまち赤平



# 人口の将来推計(高齢者人口の推計)

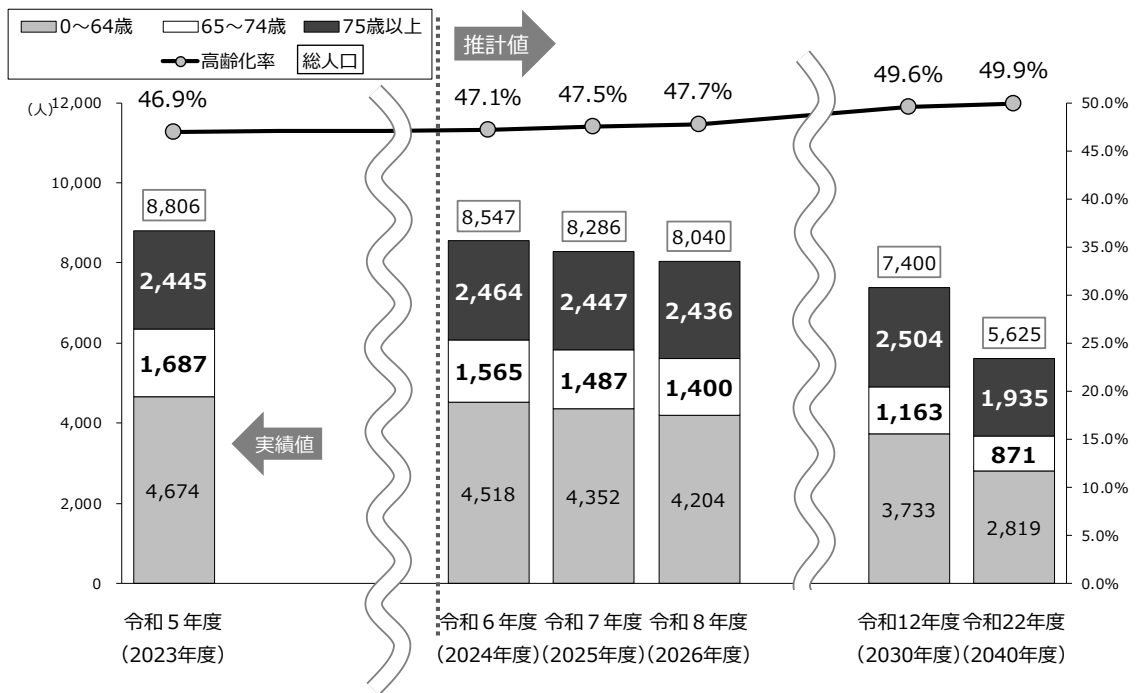
総人口は、今後減少傾向が続き、令和8年度には7,991人、令和12年度には7,186人、令和22年度には5,207人になると予測されます。

総人口が減っていく結果として、高齢化率は50%に近づく予測されます。

## ▼ 高齢者人口の推計

|                   | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和12年度<br>(2030年度) | 令和22年度<br>(2040年度) |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 総人口(人)            | 8,806             | 8,523             | 8,335             | 7,991             | 7,186              | 5,207              |
| 高齢者人口(人)          | 4,132             | 4,011             | 3,910             | 3,803             | 3,667              | 2,806              |
| 前期高齢者<br>(65～74歳) | 1,687             | 1,560             | 1,477             | 1,387             | 1,163              | 871                |
| 後期高齢者<br>(75歳以上)  | 2,445             | 2,451             | 2,433             | 2,416             | 2,504              | 1,935              |
| 高齢化率              | 46.9%             | 46.9%             | 47.2%             | 47.3%             | 49.6%              | 49.9%              |

## ▼ 人口・高齢者人口・高齢化率の推計



資料：住民基本台帳人口（令和5（2023）年10月1日）、厚労省「地域包括ケア「見える化」システム

## 要介護認定者数の将来推計

将来の要支援・要介護認定者数の推計にあたっては、要介護度別、性別、年齢別出現率の実績及び伸びを勘案し、人口推計を基にしながら、厚労省の地域包括ケア「見える化」システムを使用して推計しています。

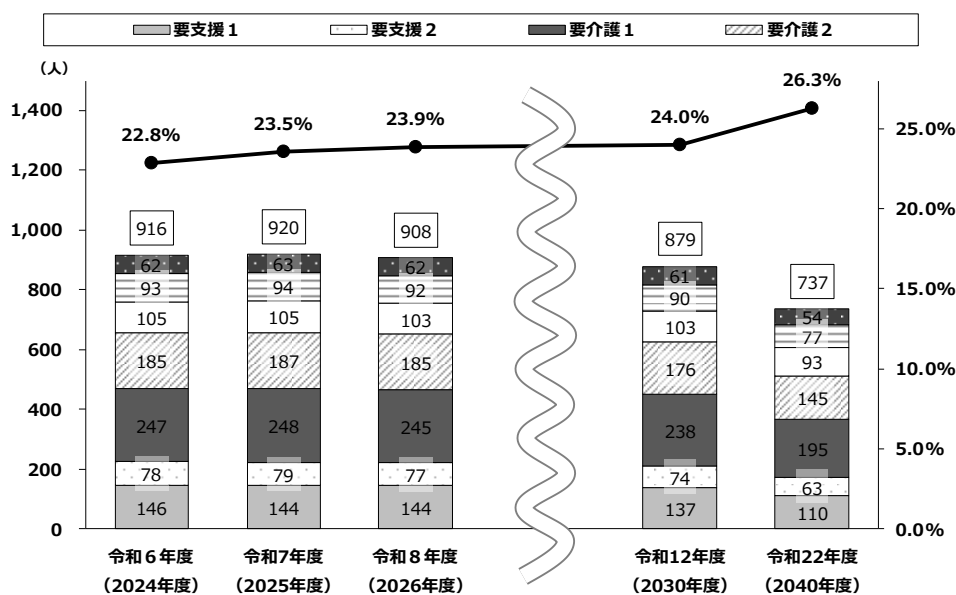
第1号被保険者の認定者数は、本計画期間となる令和6年度から令和8年度の間、916人から908人へ減少すると見込んでいます。第1号被保険者認定率は、令和8年度に23.9%になると見込んでいます。

### ▼ 要支援・要介護認定者数の推計

単位：人

| 区分                      | 実績<br>(見込み) | 推計                    |                       |                       |                       |                        |                        |
|-------------------------|-------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|
|                         |             | 本計画期間                 |                       |                       |                       | 令和<br>12年度<br>(2030年度) | 令和<br>22年度<br>(2040年度) |
|                         |             | 令和<br>5年度<br>(2023年度) | 令和<br>6年度<br>(2024年度) | 令和<br>7年度<br>(2025年度) | 令和<br>8年度<br>(2026年度) |                        |                        |
| 第1号被保険者数                | 4,132       | 4,011                 | 3,910                 | 3,803                 | 3,667                 | 2,806                  |                        |
| 認定者数<br>(第1号被保険者)       | 907         | 916                   | 920                   | 908                   | 879                   | 737                    |                        |
| 要支援1                    | 150         | 146                   | 144                   | 144                   | 137                   | 110                    |                        |
| 要支援2                    | 79          | 78                    | 79                    | 77                    | 74                    | 63                     |                        |
| 要介護1                    | 244         | 247                   | 248                   | 245                   | 238                   | 195                    |                        |
| 要介護2                    | 175         | 185                   | 187                   | 185                   | 176                   | 145                    |                        |
| 要介護3                    | 106         | 105                   | 105                   | 103                   | 103                   | 93                     |                        |
| 要介護4                    | 94          | 93                    | 94                    | 92                    | 90                    | 77                     |                        |
| 要介護5                    | 59          | 62                    | 63                    | 62                    | 61                    | 54                     |                        |
| 第1号被保険者認定率              | 22.0%       | 22.8%                 | 23.5%                 | 23.9%                 | 24.0%                 | 26.3%                  |                        |
| 認定者数全体<br>(第1号+第2号被保険者) | 923         | 931                   | 935                   | 923                   | 892                   | 743                    |                        |

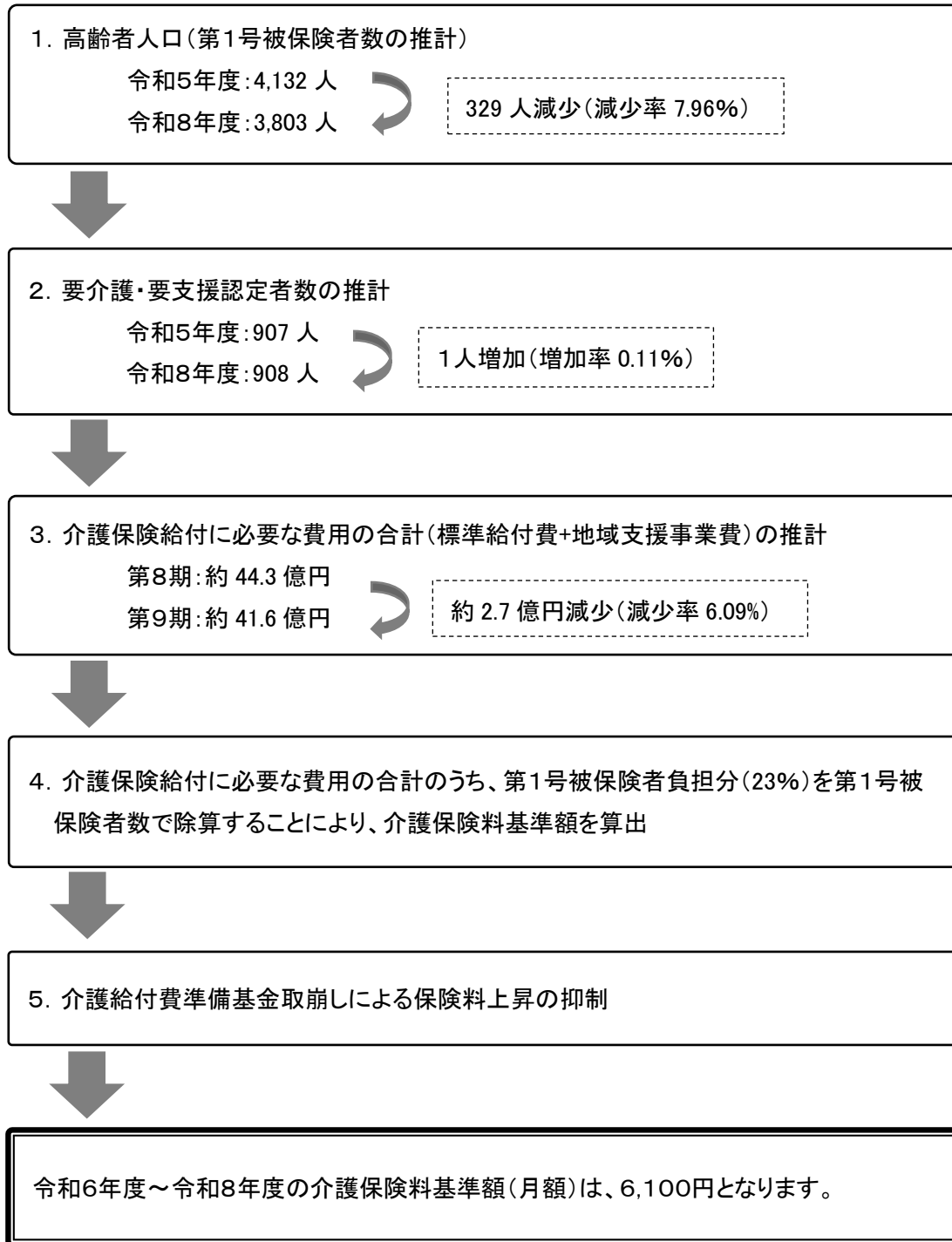
### ▼ 本計画期間中の要支援・要介護認定者数の推計



資料：厚労省 地域包括ケア「見える化」システム

## 第9期計画における介護保険料算定の考え方

第9期計画の第1号被保険者の保険料基準額は、次のように見込んでいます。



保険料上昇の主な要因

- 高齢者人口(第1号被保険者数)の減少により負担増加
- 物価上昇に伴う介護報酬プラス改定による影響
- 介護職員処遇改善で介護保険事業の継続

## 所得段階別介護保険料

国の第9期介護保険法施行に応じて、標準9段階から標準13段階への見直しをし、きめ細かい保険料の設定を行うため、段階設定を13段階としました。

|       | 段 階   | 対 象 者   | 第8期計画時の保険料率  | 第9期の基準額に対する保険料率 | 保 険 料    |
|-------|-------|---|--------------|-----------------|----------|
|       |       |   |              |                 | 年 額      |
| 非課税世帯 | 第1段階  | ・生活保護受給者<br>・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方<br>・世帯全員が住民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方 | 0.3          | 0.285           | 20,800円  |
|       | 第2段階  | ・世帯全員が住民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が、80万円超120万円以下の方                                   | 0.5          | 0.485           | 35,500円  |
|       | 第3段階  | ・世帯全員が住民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が、120万円超の方   | 0.7          | 0.685           | 50,100円  |
| 課税世帯  | 第4段階  | ・世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が、80万円以下の方                             | 0.9          | 0.9             | 65,800円  |
|       | 第5段階  | ・世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が、80万円超の方                              | 1.0<br>(基準額) | 1.0<br>(基準額)    | 73,200円  |
|       | 第6段階  | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、125万円未満の方   | 1.15         | 1.2             | 87,800円  |
|       | 第7段階  | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、125万円以上210万円未満の方  | 1.3          | 1.3             | 95,100円  |
|       | 第8段階  | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、210万円以上320万円未満の方  | 1.55         | 1.5             | 109,800円 |
|       | 第9段階  | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、320万円以上420万円未満の方  | 1.7          | 1.7             | 124,400円 |
|       | 第10段階 | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、420万円以上520万円未満の方  |              | 1.9             | 139,000円 |
|       | 第11段階 | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、520万円以上620万円未満の方  |              | 2.1             | 153,700円 |
|       | 第12段階 | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、620万円以上720万円未満の方  |              | 2.3             | 168,300円 |
|       | 第13段階 | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、720万円以上   |              | 2.4             | 175,600円 |

※第1～第3段階までは、軽減措置後の保険料率及び保険料です。保険料は、端数を調整しています。

※第6段階と第7段階における基準所得金額は125万円(国基準は120万円)と、赤平市独自の基準となっています。

### 第9期赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

発行年月: 令和6年3月

発行・編集: 赤平市介護健康推進課

所在地: 〒079-1192 北海道赤平市泉町4丁目1番地

TEL: 0125-32-2217 FAX 0125-34-4188